



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第431号 令和4年3月4日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 3 2	土壌汚染対策法に基づく要措置区域を指定する件	環境管理課
1 3 3	救急病院を定めた件	医療政策課 広域医療室
1 3 4	特定農業用ため池を指定した件	農林水産基盤整備局 生産基盤課
1 3 5	特定農業用ため池を解除した件	同
1 3 6	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 0	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
1 1	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
1 2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
1 3	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があった件	

【正誤】

番 号

表

題

担当課名

令和3年6月22日付け徳島県報第337
号徳島県告示第454号（特定農業用ため
池を指定した件）中訂正

農林水産基盤整備局
生産基盤課

徳島県告示第百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 要措置区域

勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原三七番の一部（次の図のとおり）

二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「省令」という。）第三十一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第一項第一号に規定する指示措置をいう。）

省令別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百三十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜九九番地	令和七年一月三十一日
美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井一〇五番地一	同 二月二十八日
地方独立行政法人徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番	同 三月三十一日

徳島県告示第百三十四号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定年月日

令和四年三月四日

二 特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
仁宇のため池	那賀郡那賀町仁宇字字原九八番地

徳島県告示第百三十五号

次のとおり特定農業用ため池の指定を解除したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定解除年月日

令和四年三月四日

二 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
弥吾池	板野郡上板町神宅字滝ヶ山六番地
新池	同 東山一三一番地

徳島県告示第百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした 年月日	処分を受けた者		処 分 の 内 容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和二年三月十八日	阿波土建株式会社 海部郡海陽町大里字浜崎五二番地 宮川 撰	徳島県知事許可 （特・二八） 第一〇二〇号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）第一条の規定による改正前の建設業法第二十九条第一項第四号に該当すると認められる。
令和三年十月四日	株式会社アステック 徳島市川内町平石若宮二〇番地	同 （般・二九）	同 （電気工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設	建設業法第十二条の規定に

の 一 中野 大地	第六二一〇号	業許可
松本建設株式会社 阿波市市場町興崎字北分一三七番地 松本 正博	同 （般・〇三） 第三四七七号	同 （建築工事業に関する一般建設業許可）
Team twoplus株式会 社 徳島市南昭和町七丁目七九番地の三七 野嶋 祥二	同 （般・三〇） 第七〇五三二号	同 （土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可）
阿波住設 海部郡海陽町浅川字粟浦奥五六番地二 橋本 隆三	同 （般・二八） 第七二九九号	同 （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）
藤野電気設備工業 板野郡藍住町富吉字岸ノ下一八番地一二 藤野 剛良	同 （般・二八） 第五九一二号	同 （電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業許可）
中川機工 小松島市金磯町一〇番地一〇 中川 宗美	同 （般・二九） 第七〇二〇四号	同 （機械器具設置工事業に関する一般建設業許可）
フォレストワーク株式会社	同	同
同 十五日	同	同
同 二十九日	同	同
同 月二日 十一	同	同
同 四日	同	同
同 九日	同	同
同	同	同
よる廃業の届 出があり、こ のことが同法 第二十九条第 一項第五号に 該当すると認 められる。	同	同

十五日	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ三番地の二 多田 文昭	(般・二九) 第三八〇〇二号	(土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業許可)	
同 二十九日	株式会社アラタ建設 徳島市八万町寺山一六七番地一 元木 智子	同 (特・二八) 第四一四八号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業許可)	同
同 十二月二日	大田設備 海部郡牟岐町大字中村字本村二七四番地二 大田 光雄	同 (般・二八) 第五九五二号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十三日	中原カッター 鳴門市大麻町市場字大西二二番地四 中原 三義	同 (般・〇二) 第七五〇二九号	同 (土木工事業、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十五日	有限会社助野組 阿南市椿町高岸一九番地一 助野 達朗	同 (般・二九) 第一〇〇八号	同 (建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十六日	株式会社松田正電機 徳島市東吉野町三丁目三〇番地五 山花 英司	同 (般・二八) 第三五八号	同 (機械器具設置工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十八日	有限会社近久建設 吉野川市鴨島町上浦八〇七番地 近久 和好	同 (般・〇三) 第三五一四号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同
令和四年一月七日	大久保産業株式会社 徳島市昭和町八丁目八番地 大久保 重敏	同 (特・〇三) 第一一〇三号	同 (防水工事業に関する特定建設業許可)	同
同	株式会社オオタ 徳島市西新浜町二丁目二二番地 太田 八恵子	同 (般・〇二) 第二六七七号	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同

同	同	同	同	同	同	同	同
十二日	協和システム有限公司 吉野川市山川町横走八五番地 佐藤 貞文	同 (般・二九) 第七八三六号	同 (建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同			
十七日	有限会社高倉工業 徳島市城南町三丁目一番一四号 二階・ 高倉 拓生	同 (般・〇二) 第七〇六六四号	同 (大工工事業、左官工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業許可)	同			
二十一日	細川建設有限公司 美馬市美馬町字切久保二二七番地 細川 健一	同 (般・〇二) 第一五〇三号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同			
二十四日	那賀サッシ 阿南市那賀川町西原三七九番地 島崎 貢	同 (般・二八) 第五三二一号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同			
二十五日	株式会社ウエル 板野郡北島町江尻字夷ノ本二五番地二 筒井 利彦	同 (般・二九) 第七四九六号	同 (大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同			
同 二月一日	渡辺興業 板野郡藍住町矢上字北分二三番地三 渡辺 一弘	同 (般・二九) 第六七一〇号	同 (土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同			
同 四日	徳島大三工業株式会社 徳島市北矢三町一丁目二番六一号 丸山 正浩	同 (般・二九) 第五二二号	同 (とび・土工工事業に関する一般建設業許可)	同			
同	藤原組	同	同	同			

七日	阿南市日開野町宮原七八番地六 ○ 藤原 功規	(般・三〇) 第三〇一二二号	(管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	
----	------------------------------	-------------------	----------------------------	--

徳島県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年三月四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
国民民主党	黒崎 章	仁木 啓人	徳島市昭和町三丁目三五・一 労働福祉会館別館 とくしま公共政策プラットホーム内	○	令和四年二月一日
徳島県総支部連合会	吉田 知代	野崎 敏雄	徳島市幸町三丁目四八番地	○	令和四年二月八日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
町民第一の会	長谷川 隆法	米沢 秀明	三好郡東みよし町加茂一八八〇・四 一六号室	令和四年一月二十一日
日本製を守る党後援会	脇田 昌彦	熊倉 恵子	徳島市佐古八番町五番一九号	令和四年一月二十六日

米本恭助後援会	上板町の未来を考える会
米本恭助	多富佐智子
米本恭助	西條幸
三好郡東みよし町昼間二八六七番地五	板野郡上板町西分字神ノ木四二
令和四年二月二日	令和四年一月二十八日

徳島県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
自由民主党		山口富義		会計責任者の氏名	
21世紀徳島をつくる会		三橋隆志		新	異動の内容
		濱田京子		旧	
令和三年十二月一日		異動年月日			

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
幸坂孝則後援会		幸坂孝則		会計責任者の氏名	
久米毅後援会		久米毅		会計責任者の氏名	
飯泉嘉門後援会		内田伸昭		会計責任者の氏名	

徳島県歯科衛生士連盟		幸福実現党徳島西後援会	徳島県改革協議会	田村としや後援会	を創る会	21世紀あすの徳島	県民会議	オンリーワンふるさと	尾野ひろし後援会	
小林美保子		野崎善弘	庄野昌彦	田村長二郎	飯泉嘉門	内田伸昭	尾野浩士			
所在地	主たる事務所の	代表者の氏名	氏名 会計責任者の	氏名 会計責任者の	氏名 会計責任者の	氏名 会計責任者の	氏名 会計責任者の	氏名 会計責任者の	所在地	氏名 主たる事務所の
五号	徳島市北田宮二丁目八番六	小林美保子	徳原鳳乃	加村祐志	田村俊哉	山田昌俊	山田昌俊	山田昌俊	地	板野郡松茂町長原三四八番 内海貴文
三九	阿波市阿波町東条二八二、	伊井由美子	獅子田恵奈	黒崎章	大西孝史	山口泰輝	山口泰輝	山口泰輝	地	板野郡松茂町長原五二四番 森茂
七月一日	令和三年	二月一日	令和四年	一月三十一日	令和四年	十月二十四日	令和三年	一月二十日	令和四年	一月二十日

徳島県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
音楽・芸術ホールを実現する市民の会	大坂 一 男	令和三年十二月三十一日
くろかわ征一後援会	金岡 公 明	令和三年十二月三十一日
黒川征一を育てる会	黒川 征 一	令和三年十二月三十一日
株 田 茂 後 援 会	株 田 茂	令和四年一月三十日

徳島県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届 出をした者の氏名	黒 川 征 一
資金管理団体の名称	黒 川 征 一 を 育 て る 会
届出年月日	令 和 三 年 十 二 月 三 十 一 日

令和三年六月二十二日付け徳島県報第百三十七号徳島県告示第四百五十四号（特定農業用ため池を指定した件）中次のとおり訂正

ページ	誤
行	
祝谷	
東山一三一番地	正